

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	0 トン	102 トン
		102 トン	0 トン	102 トン
3	クリーム	62 トン	1 トン	61 トン
		53 トン	1 トン	52 トン
4	粉乳類	51,114 トン	811 トン	50,303 トン
		48,333 トン	406 トン	47,927 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	0 トン	1,569 トン
		1,569 トン	0 トン	1,569 トン
6	加糖れん乳	206 トン	4 トン	202 トン
		187 トン	4 トン	183 トン
7	ヨーグルト	11 トン	4 トン	7 トン
		11 トン	4 トン	7 トン
8	バターミルク	17 トン	1 トン	16 トン
		17 トン	1 トン	16 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	1,161 トン	56,397 トン
		48,997 トン	590 トン	48,407 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	266 トン	11,818 トン
		7,453 トン	66 トン	7,387 トン
11	バター	16,731 トン	1,286 トン	15,445 トン
		14,046 トン	1,161 トン	12,885 トン
12	豆類	81,156 トン	1,304 トン	79,852 トン
		38,771 トン	974 トン	37,797 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	435,099 トン	5,262,362 トン
		5,310,622 トン	400,931 トン	4,909,691 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	124,650 トン	1,218,249 トン
		251,859 トン	30,536 トン	221,323 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	16,018 トン	855,834 トン
		871,852 トン	16,018 トン	855,834 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	103 トン	3,928 トン
		3,933 トン	103 トン	3,830 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	3 トン	27,059 トン
		26,794 トン	3 トン	26,791 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	9,924 トン	152,674 トン
		162,186 トン	8,938 トン	153,248 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	473 トン	18,780 トン
		1,638 トン	473 トン	1,165 トン
19	その他のでん粉	1,536 トン	74 トン	1,462 トン
		1,491 トン	74 トン	1,417 トン
20	イヌリン	3,015 トン	145 トン	2,870 トン
		67 トン	0 トン	67 トン
21	落花生	44,537 トン	843 トン	43,694 トン
		27,828 トン	648 トン	27,180 トン
22	こんにゃく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	4 トン	9,501 トン
		3,551 トン	4 トン	3,547 トン
24	でん粉調製品	332 トン	104 トン	228 トン
		320 トン	52 トン	268 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1 トン	4,847 トン
		2,158 トン	1 トン	2,157 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	0 トン	17,834 トン
		2,181 トン	0 トン	2,181 トン
28	繭	3.3 トン	0.0 トン	3.3 トン
		3.3 トン	0.0 トン	3.3 トン
29	生糸	229 トン	0 トン	229 トン
		229 トン	0 トン	229 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。